

平成26年度 臨時運行管理者試験実施のお知らせ

昨年、国土交通省より貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成25年3月）及び旅客自動車運送事業運輸規則（平成25年8月）が改正されました。この法令の施行に伴って運行管理者資格者に関する需要が一時的に増加する見通しであることから、次のとおり臨時運行管理者試験を行う予定としておりますのでお知らせします

なお、この臨時運行管理者試験の公示は、平成26年2月10日（月）（予定）に、地方運輸局等の行政機関及び各協会等の掲示板への公示用ポスターの掲出並びに当試験センターのホームページ等で行ないます。

平成26年度 臨時運行管理者試験の概要（貨物・旅客）	
1. 試験日	平成26年5月18日（日）
2. 試験地	<p>(1) 試験実施地 次の全国主要都市10ヶ所で実施します。 ① 札幌市、② 仙台市、③ 新潟市、④ 東京都、⑤ 名古屋市、⑥ 大阪市、 ⑦ 広島市、⑧ 高松市、⑨ 福岡市、⑩ 那覇市</p> <p>(2) 試験会場は、平成26年4月25日（金）発送予定の受験通知書でお知らせします。</p>
3. 受験手続	<p>(1) 申請用紙（受験申請書） 各都道府県トラック協会、バス協会及びハイヤー・タクシー協会並びに（公財）運行管理者試験センターで配布（販売）します。 【頒布期間】 平成26年3月11日（火）～3月31日（月）（土・日・祝祭日を除く） なお、郵送販売は3月24日（月）で終了いたします。</p> <p>(2) 申請の方法及び申請期間</p> <p>① 受験申請書による申請 【申請期間】 平成26年3月11日（火）～3月31日（月） 受験申請書に必要事項を記入し、所定の証明書類等を添付して運行管理者試験センター試験事務センターへ郵送（簡易書留）して下さい。</p> <p>② インターネットによる申請 今回は、インターネットによる申請受付は行いません。</p>
4. 試験結果の発表	平成26年6月10日（火）（予定）